

単位認定基準

1. この基準は、他の教育施設で修得した単位を、本学の卒業所要単位に充当するために認定する際の基準を定めたものである。
2. 単位認定の対象となる教育施設は次のとおりとし、1年以上在学したものについて単位を認定する。
 大学（外国の大学を含む）
 短期大学（外国の短期大学を含む）
 高等専門学校
 総授業時数が1700時間以上で修業年限2年以上の専修学校の専門課程（以下「専修学校専門課程」という。）
3. 単位認定の対象となるものは、上記の教育施設において修得した単位とし、合わせて60単位を上限とする。
4. 単位認定は、学生等の申請に基づき次により行うものとし、既修得単位数による認定単位数の詳細は以下のとおり。
 既修得単位数が60単位以上の場合は、「再入学、編入学及び転入学に関する規程」3年次相当編入学の単位数を準用。（別表1）
 既修得単位数が60単位未満30単位以上の場合は、「再入学、編入学及び転入学に関する規程」2年次相当転入学の単位数を準用。（別表2）
 既修得単位数が30単位以下の場合は、別に定める。（別表3）

既修得単位数が60単位以上（別表1）

区分	卒業要件	3年次相当編入学 本学入学前に修得したとみなす単 位数
共通基礎教育科目	20	14
基幹科目	8	
共通専門教育科目	10	10
専門科目	46	
関連科目	28	24
自由選択科目	12	12
計	124(30)	60(12)

既修得単位数が60単位未満30単位以上（別表2）

区分	卒業要件	2年次相当転入学 本学入学前に修得したとみなす単 位数
共通基礎教育科目	20	14
基幹科目	8	
共通専門教育科目	10	10
専門科目	46	
関連科目	28	
自由選択科目	12	6
計	124(30)	30(6)

既修得単位数が 30 単位以下（別表 3）

既修得単位数	30	28	26	24	22	20	18	16
	本学入学前に修得したとみなす単位数							
共通基礎教育科目	14	14	14	12	10	10	8	8
基幹科目								
共通専門教育科目	10	8	8	8	8	6	6	6
専門科目								
関連科目								
自由選択科目	6	6	4	4	4	4	4	2
計	30(6)	28(4)	26(4)	24(4)	22(4)	20(4)	18(2)	16(2)

既修得単位数	14	12	10	8	6	4	2
	本学入学前に修得したとみなす単位数						
共通基礎教育科目	6	6	6	4	4	2	2
基幹科目							
共通専門教育科目	6	4	2	2	2	2	
専門科目							
関連科目							
自由選択科目	2	2	2	2			
計	14(2)	12(2)	10(2)	8(0)	6(0)	4(0)	2(0)

5. 単位の認定は編入学受け入れ開始と同様に平成 18 年 4 月以降とするが、平成 16

年度・17年度入学者については、学生の学習計画に支障をきたさないよう予備認定単位数を入学時に通知する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

この基準は、平成17年3月16日から施行する。